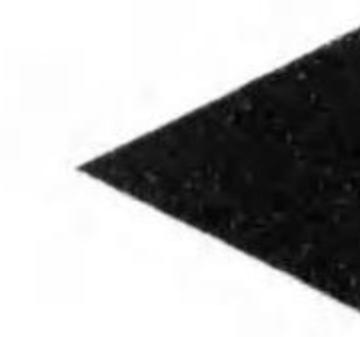


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
mm 1 2 3 4 5

始



457



天
道
理
法

特259
230

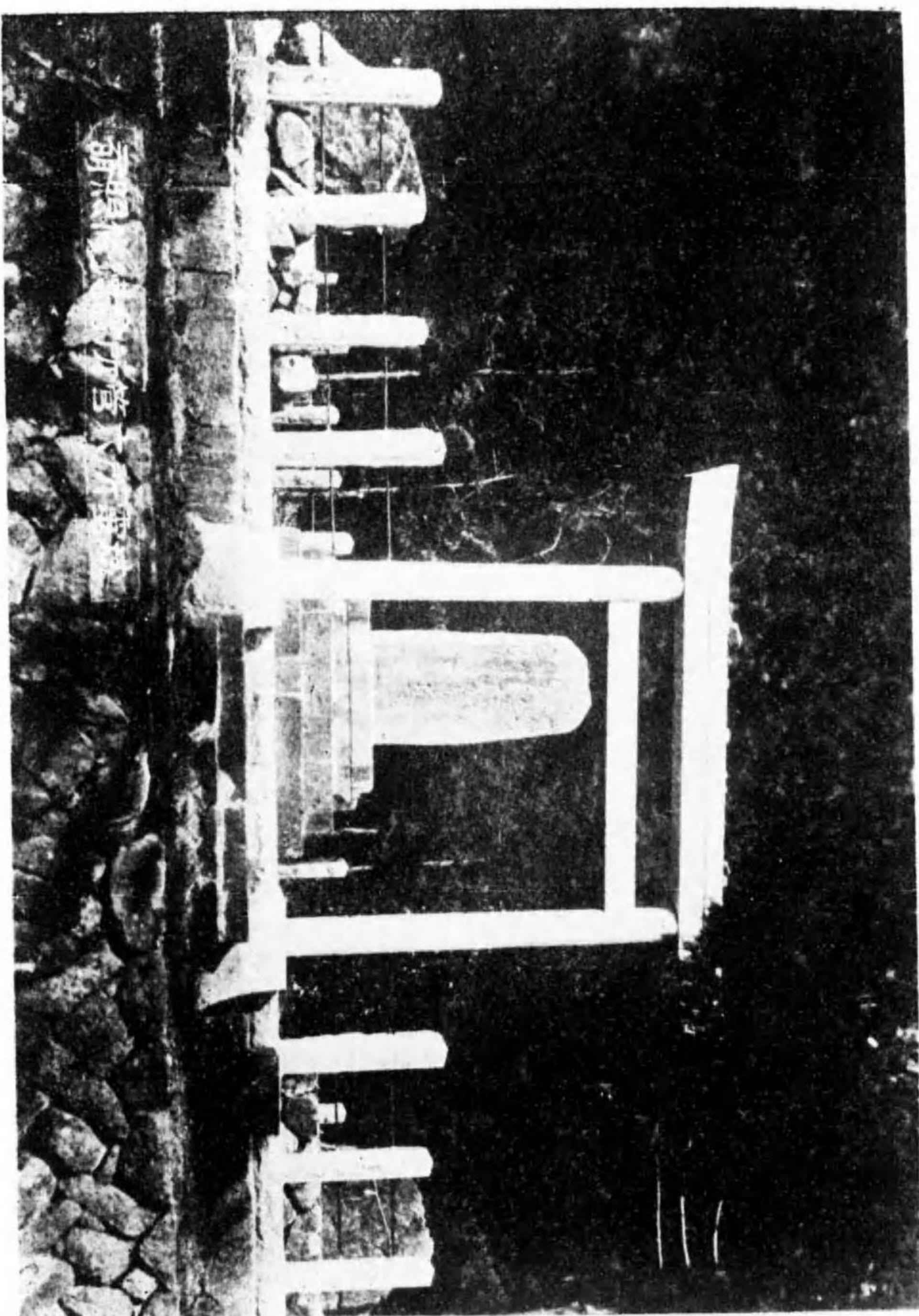
翥
照

著



靈域六所管德修照會所

靈牌六四會通營制黑漆



本會所管

茨城縣筑波山麓

天照大神宮六所ノ靈蹟

天照大神宮六祖人靈
英誠經真遙山冀
本會祖尊



天照大神更衣御神體奉安所
筑波山神御衣祭
靈照修德會本部道場

天黑入廟更太輪轉
萬山輪轉太深
重熙渺渺會本暗



◎狹槌尊

奇照修德會

伊弉諾尊

◎常立尊 天照白玉大神八坂大神

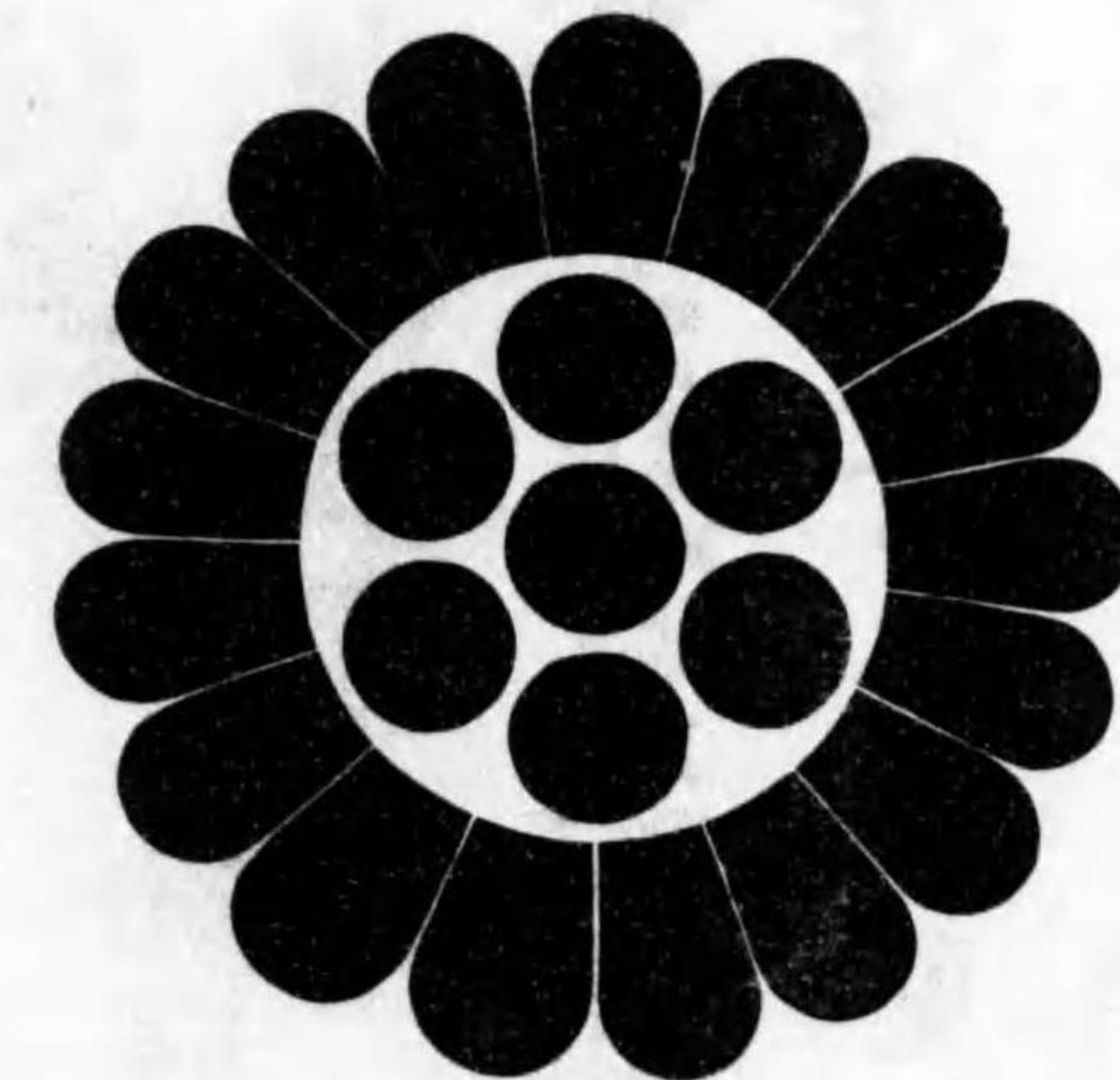
伊弉冉尊

會長

兵斜行尊

奇照修德會

本會定紋章



皇大神宮六所神社保全由來

勗 照 修 德 會

皇大神宮六所神社は、關東唯一我が國最古の名社にして筑波神社と同一社なり。
同社は往古伊勢大廟の分社御所大神宮、筑波山里の宮、亦男女神御座替の宮等の稱ありて遠近臣民の崇敬深く伊勢大廟の代拜所となせし由緒ある尊き靈域なり。

神社は神代の創始にして、創立年代詳ならず（古記に人皇九代、開化天皇御宇廿八年正月筑波の神主に勅して、夏冬の祭日を定めしむとあれば其古き事明らかなり）

夏冬の祭事、夏至の日は一陰來復の時なるを以て、御輿にて、女親神は六所の社殿より、筑波山上の社殿に遷り男親神は山上の社殿を下りて、六所の社殿に遷り。冬至の日は一陽來復の時なるを以て、男親神は六所社殿より山上に遷り、女親神は山上より下りて六所の社殿に遷る祭事にして、六所社殿に鎮座相成る、天照大神の御神體の御更衣を行はせらるゝ神宮神御衣祭にして、是を御座替の祭と云ふなり。（是れ我國の美風にして親子孝養保育の道を明らかにせられたる祭事なるを以て國民の範たる祭事也）是の夏冬の祭事は中古廢せられたりと雖も、現に筑波神社に於て執行はせらるる御座替の神御衣祭之なり。

（因に、御更衣祭を執行はせられたる大神の御更衣御神體は、本會本部に奉遷せらる。）

當時神官は、大宮司長戸家、稻葉家、堤家にして何れも上古より子孫世襲の神官たりしが明治四年皆廢止せられ、

明治五年、更めて筑波神社創立詞掌小倉正徳兼務詞掌となり、數氏の後稻葉稻穂詞掌となりたり。

神社は「歴代天皇の崇敬深く、人皇十三代成務天皇の朝忍凝見尊の孫阿閉色命、筑波國造に封ぜられ、皇極天皇天武天皇の兩朝に圭田を奉ぜられ神禮を行はれ人皇五十代桓武天皇の朝（延暦元年僧德一、錫を止め山上の神殿を改築兩部習合の神社となし、筑波兩大權現の名稱を附し山腹に伽藍を創設し知足院と稱し、御所大神宮は六所大神宮と改稱し、筑波山と分離せり。然れども山上の祭事は六所大神宮に於て執行せられ居りたり）

延暦廿年征夷大將軍坂上田村麿、勅を奉じ奥州の賊を征討し、歸途六所の社殿及寶庫を造營し、石材大華表を建立し、馬具寶劍神鏡等の神物を納め凱旋の奉告を執行せられたり「明治三年暴風雨の爲社頭の老樹倒れ石華表を碎きたるに其の中より（石表に征夷大將軍坂上田村麿之を建立す）と鐫りたる銅鏡現はれたり」

然るに由緒歴然たる六所神社は領主領域の交替と共に、筑波神社と分離し、加之最大戸數を有する部落は筑波神社の氏子に編入せられ、從つて神社の維持困難に陥りたる名目の許に、神靈は日本一社と稱する、靈影神社に合祀し、神物神寶の大部は神官之を自家に藏し、官林拂下げを行ひ鬱蒼たる境内の、老松老杉等の大樹を始め、雜種の大樹木全部を採伐し、由緒ある輪奐の美を極めたる宮社殿を始め寶庫隨神門等を破壊し、畏き靈蹟は遂に茫々たる荒野と化すに至れり。

偶々予、常陽地方を巡拜するにあたりて、神域の荒蕪したるに驚嘆し斯く由緒歴然赫々たる我國最古の靈域を廢滅せんとなすは、我國將來の爲且國民精神涵養上一日も忽にすべからざる一大事なるを思ひて、靈蹟再興保存を中心唱し、同志と謀り田井村々長皆川良四郎氏（後筑波神社神職）筑波町稻葉美陰氏の盡力を以て交渉整ひ、田井役場に於て、双方代表立會の上契約を締結し、本會の所管とし保存資金を納めて保存を確實ならしめ、破壊せし靈蹟修築し、地中に寶宮二組を埋め、紀念碑を建て、大正四年舊八月十五日其の式典を舉行せり。

參列田井小學校唱歌

神の遷りし宮のあと、御恩み永く忘れじと、蒼生は諸共に、筑波の麓田井の里、碑文深く刻みつつ、齊ひ祀れよ諸共に。

古歌に

我身をば伊勢の神路に遷せども

心は父母の筑波嶺の里

神影は伊勢の宮路に遷せども

やまと心はつくば根にあり

一一三四と五まではねをつくば山

天道理法發刊に際して

歐洲文化の注入は、思想界に著しき變動を來し、我が國古來の善美なる德風は破壊せられ、西歐文化の陶醉の果は、遂ひに日本精神の内核迄も浸透せんとし神を敬ひ祖先長老を崇敬するの觀念日々薄れ行かんとするが如きは誠に寒心に不堪る所なり。

是れ畢竟我が國宗教の取締制度不備に因をなし、一つには邪宗教の勃興を自由ならしめ、一つには外來宗教宣布に好期を與へたる結果なり。然して前者は一般世人を迷はし過てる信仰に導き後者は、學者、上層階級に信仰者を増加し、上司の官にある者迄も教化せられ、皇祖を輕んじ皇室を畏敬するの念薄らぎ遂ひに思想も増々歐米に風化せんとするに至れり。

殊に明治晩年に至りては、各地各所に神佛合祀併合の弊風起り、其局にあるもの之を贊し、其神、其佛の由緒經歷の如何に不拘之が合祀併合を認許し且、其靈地を廢滅し、敬神崇祖の念は當に地に落ちんとするに至れり。

其一例證として我が國最古の一社、關東唯一の神跡たる筑波山里の宮、天照大神の御靈跡、六所大神宮の神域迄（中古迄、大宮司、外上代よりの世襲神宮奉仕したる神宮なり）も廢滅の

許可を與へ、其神域の破壊を見るに至りたるは誠に慨嘆痛惜の極致なり、之を是儘に放置せば國民精神の教養上、由々敷一大事にして、國家の爲默止し能はざる恨事なれば、急務として、之を再興し保全すべき要を叫び、是を確保し以て聊か敬神の念喚起發揚に務むると雖邪怪の宗教は簇出し思想の惡化は日々増大せんとするを見深憂に堪へず。大正四年、天律神道上下二卷天理神道等を發刊し、大に敬神尊皇愛國の至念喚起發揚に資せんとせしが思想は増々惡化をたどり、怪教邪宗は益々勢を増し、遂ひには皇室を冒瀆する宗教迄も起らんとする時勢となるに至れり。因りて大正九年、天理神道を增補訂正改編し、同年十月三日内務省に床次内務大臣を訪ひ、會見の上著書を呈し、意見の交換をなし、思想界改善の第一として宗教革正の必要を述べたり。其後數次會談し又瀧秘書官にも面會、思想改善に對し又宗教上に就て種々革正の要議會談せしも時期至らず、徒らに前途を案じ來りしに、林内閣時代の頃より敬神の念は叫ばれ最近に至りては宗教を改善せんとする聲起り、我が國古來の德風たる敬神崇祖の念は喚起指導せられ又日本精神の發揚せられんとする時期に到達せらるゝは國家の爲感喜の念に堪へず。

茲に於て先般發刊の天理神道は既に廢刊となり、會員及び有志の懇望にもより、皇紀二千六百年の好期をトし改め天道理法と題し本書を發刊するものなり。

昭和十五年舊十一月

讀照誌す

序

夫れ世界萬物の大極は、一元の氣を種として、天地(陰陽)の二神也。天は萬物の大本にして父なり、地は萬物の根元にして母なり、天地脉(めぐら)の氣合して萬物化生す。抑々宇宙の萬物、天光地育の恩を稟けざるものなし。禽獸魚蟲草木と雖も是皆天地同一の生物にして有情、非情、正邪、賢愚の差別あれ共、俱に一器中の並生なり。神は天地の靈、萬物の長にして、活物の冠たり。故に、萬物の靈長たる者は、萬の利害得失を知り、用捨の理を辨へ、鳥獸魚蟲一木一草共に其用に心を注ぎ、其功を全ふし得さす事を務むべし。人は、父母に因りて生ずと雖も畢竟は、天より命を享け、地育の恩を稟け、五つの體を具へて人身となるは古往今來其理違ふことなし。且つ天、生民を降するに、五常の情を與へ、人は之を稟けて情意自から備はる。之を至誠と謂ふ。至誠なる、之を天道と謂ふ。中庸に曰く道は須臾も離る

可からず、離るべきは道に非らずと、故に天地斯道を離れて萬物の消長變化あることなし。人は常に五常の誠を守り慎み攝生を重んじ、諸事に注意すと雖も病氣災難交々至り、且又漸くにして得たる胎兒は月未満にして流産することあり。死産することあり。產期に際し分娩する事不能ずして兒を切りて出すことあり。死産することあり。產期に際し分娩する事不能とあり。母子兩斃することあり。母の死することあり。兒の死することあり。母子兩斃して逝去することあり。又產時には事なくして產後肥立悪しく嬰兒を遣して逝去することあり。產みたる兒幼少の可愛盛に至り死亡する者あり。不具となりて生ることあり。幼少より不治の難病に至り不具となりて一生を送る者あり。壯年に至りて死亡する者あり。壯年に至り永の年月苦しむ者あり。生るゝ時は何事もなく生れ來り、幼少より不具となりて一生を送る者あり。壯年に至りて死亡する者あり。壯年に至り不具となる者あり。又偕老同穴と契りし夫婦の間も破鏡の悲しみあり。壯成の時代は何事もなく世を渡り來り、老に至りて後繼者を失ひ困難する者あり。災害交々至り遂に破産の悲境に陥り、天の無情

を託つ者あり。亦天なり命なり。因なり果なり。約束なりと諦め、之を人爲の外に放擲し顧みざる者あれど、是れ未だ眞に天命因果約束の眞理を悟らざる者なり。

我幼少の時より志を立て神佛を信仰し、長ずるに従ひ世の無情を感じ、如何てか人生一大の苦憂とする生老病死の因て来る原理を究め、人生保安の道を覺り、天の命を全ふせんと欲し、十八歳の時より師に就きて斯道を講學し、遂に親子に離れ出家をなし、寢食を忘れ辛酸を嘗めて實地に就き修業すること十有六年余、漸くにして天法の道を體得し、天命を靈覺することを得たり。世人何ぞ天の無情を託ち老少不定を嘆かむや。夫れ榮えし者は枯れ、生れし者は必ず滅び、會せし者は離るゝ事、是全世界の定理にして、天の法律の一端なり。されど天の法律は萬物の消長する本源なれば生を萬物の靈長たる人身に稟けたる者は、此の天の法律を審に學びて、是大道を悟り人生一大不安の念を解脱し、眞の安心を得以て

天與の命を全ふし人中の神たる道に到ることを務むべきなり。
今茲に天道理法たる方位の道義を記述し天津法の現在するを明かに
教へむ。

天道理法目次

序

勅照修徳會々名意義

(天ノ巻)

教

六恩三條會憲

.....七

霸學鑑銘

.....九

日本精神ノ發揚

.....十五

信仰要義

.....十九

天地祇

.....十一

神

.....二十五

敬神に就いて(口演速記) ···

二十八

天道理法 ···

三十八

方位道義 ···

四十四

(人の巻)

示訓(和親交樂の道) ···

五十

隨感(幸福) ···

五十二

日常の箴 ···

五十四

十二ヶ條の箴 ···

五十五

六恩解義 ···

五十七

神祇及び神祇の徳 ···

六十一

宇宙萬物皆天律に遵ふ

七十三

處世術 ···

八十二

修道心得之條 ···

九十一

彌照修德會々名意義

「彌」と言ふ文字は、音を「アウ」訓を「アキラ」註は「天地四方清明にして、一織の雲翳なし」と謂ふ意なり。

天の二畫は上、一畫を天に象り、下一畫を地に象る。

人は阿吽の精、鬼神の會、五行の秀氣にして、二氣の合化體成したる至大、至高、至源、最上、高貴なるものにして、宇内萬有を網羅體成したる形體なり。亦人は仁、仁は萬物の父母にして、天地の徳、陰陽の交精表現したるものなれば、二人を合せて天と稱したるなり。故に天は萬物の大本たること明らかなり。

日月は天の氣神の表顯なれば、凡そ世の中に於て、斯の天の日月、程、神徳顯著なるもの他に比喩すべきものなし。

抑々宇宙の間に現存する萬有は、皆この天より性と命とを享けて生ま

れ、日月の變轉運行に、生化成育すること明らかなり。

斯の天の日月を眞と謂ふなり。

眞の昭々赫々たる御神德を明らかに照し教へ、各自皆天日月の御神徳を體得し、一身を修め、一家を齋へ、宇宙に冠絶したる靈長たる神の本來の権利と義務の履行を果全せしめん爲に、天律方位の普及に努力するものなり。

以上は眞照と言ふ文字の字句解釋にして、修德會とは各自天道の理法、方位の義理を修學し、原因結果の妙理を究め、安心の悟道を體得し、而して自己の精神と身體とを強壯健全に修め、其徳行を人類を始め世の萬象に及ぼし、活物の冠にして萬物の長たる人の至誠を發揚し、大日本は神國にして全く神に等しき精神を有する國體なりと、萬國の人々より敬慕せらるゝ徳性ある人を修養する同志集合の謂にして眞照修德會々名の大意なり。

教訓

神靈之一言

國天
律
者
皇
德

天法遵奉者神祇受守護
國法遵奉者皇室受守護

家風順守者主長受守護

天は萬物の元精にして大本の父なり
地は萬象の根原にして化成の母なり
神祇は天地の靈氣にして是を造化の神と謂ふなり。
神は萬物を化生し保育するに律を以てす。
是を天の法律と謂ふ。

萬物斯の天の法律に遵へば榮え、違反すれば滅ぶ。
是恰も地に國法の存するが如し。

政府は治むるに仁慈を以てし、律すに法を以てし、國家の安寧秩序を保つ。
故に萬民國法に順へば泰く違反すれば沒ぶ。此天津國津の兩の律は、
皇極神道の大義なれば宜しく省鑑し、以て日本神の位に到達することを務め、正の教を守り行ふべし。

大正七年舊五月朔日

彌照傳

六 恩

三條會憲

天地化育之恩
祖神守護之恩
皇上至仁之恩
官民丹精之恩
父母生育之恩
社會交際之恩
右熟思し必して忘却すべからず

一人生の意義を理解し、萬生の保全に務め、以て天命を完ふする信念を尊重すべし。
一天道に遵ひ、祖神父母長上を畏敬すべし。
一國法に順ひ、人道を守り論争及び不徳の行為あるべからず。

右條規は永遠に遵奉し、必して違反すべからず。

天下泰平皇大神宮

彌照修德會

天道學鑑銘

一天地神祇、六の祖神の實在を認識し、畏敬すること。

一六根(眼耳鼻舌身意)を清淨にし、

一天律を修學天命を靈覺し、

一天道の理法、國家の法律、人道の德義を遵循確守し、

一人生の目的達成に精勵し、以て活物の冠にして萬物の靈長たる所以を悟得し、靈長たる權利義務の果全に努め、安心立命の境域に到達、天命を完ふし、道人皆神道を遵守し神位に昇登せんことを祈念す。

昭和十二年正月元旦

日本神

我が大日本帝國は上世より國を神國、天皇を日胤、國民を神孫と言ひ傳へ、又其精神を日本神と稱せり。故に我が日本の國民たる者は第一に神國日胤、神孫日本神の意義を理解せざるべからず。

我が國は天祖はじめて基をひらき、日神長く統を傳へたまふ國にして他にその類なき最尊嚴なる國體なり。

抑々大日本國と言ふ文字は、世に超越し、世界を指導せる一人の日本國と云ふ深意ある文字にして日本神とは此國の精神なり。又日本神とは此國の皇祖と崇め敬ひ奉れる所の天照大神の御事なり。

大神の御尊號を謹みて推考するに、大神は太陽の如き、堯德具備はりし女神にあらせられけるが、上、祖先の御恩を確照するに天法を以てし、宇宙

の萬有悉く是の天法に支配せられ、其の霸道によりて化々生成するの大
道を明示せられ、宇を治め給ひし主神なる故に、天照大神と稱へ奉れる
事明なり。

人若し天律に悖りてなすことあらば、其侵せし事によりて相當なる罪を受け苦しむのみならず、遂に天命迄も失ふに至ること的確に證明せられ、之れによりて蒼生の神身正に改まり、天德、皇德を尊信し、人の神たる道に叶ひ不老不死の域に到達し、萬物安心立命を得爲に四海泰平に治まるに到ること本教の理想的時代にして、此時世の國民は即ち神にして八百萬の神代とは言ひたるなり。

萬の神と敬ひ神へ奉り此時作を科にて神作に詔ひ乍ら
然るに之に反し人たる道に背き惡しき行ひをなす者あらば現世に於
ては地國の法律即ち秩序を保つ爲に定められたる國法に照して刑に處
せられ苦憂す。

古往今來天道に順ふ者は天の運に叶ひて榮え且つ天命を全ふするこ

とを得れど、天道に逆ふ者は天の戒により天刑を受けて亡滅す。凡そ宇宙の萬有は悉く天津の法に支配せられざるなし。之れを天體の運行に觀るも、之を地上の萬象に徵するも、其靈妙なる變轉實に究極する所を知らず。而も其間自然の秩序あり、理律ありて毫も

我が大日本帝國は上古より此の大法の神證歷然として現存する國なれば此の大法を神道とも惟神の道とも稱す神人共にこの理法に従ひ現在に至れる國なり。されば我が日本の人を始め此本を讀みたる人々は天地祖先の恩を忘れず、祖神の教へに違ひて神を畏み敬ひ、皇室を尊び父母長上に孝養をつくし、不能を哀み常に公平無私にして眞實を以て人に交り各自一身を修め一家を齊へ、一致協力以て國家の發展を謀り、進んで全世界平和の爲に努め、我が神洲の譽を宇内萬邦に輝さんことに務むべきなり。

明治天皇御製

むらきもの心を種の教へ草

生ひ茂らせよやまと島根に

神代とて古き昔のことならで

今を神代と知る人そ神

天地の道の外には世の中に

誠の道はあらじとぞ思ふ

心だに誠の道に叶ひなば

祈らずとても神や守らむ

神國のをしへ尊き道はしも

たゞひとすぢの誠なりけり

日本精神發揚

我が國は神代より現に日本神の神證特に存在するに拘らず、眞面目に之を教導する者少きを以て、我が國民は種々の怪むべき教へに迷はされ、混惑迷亂殆んど理解的信仰を有するものなきに至れり。茲に於て有識階級にも間々外來のキリスト教を信ずる者を生じたり。

今や諸般の事象日と俱に世界的たらんとする我が國現代の人心に、頗る投合し易き教養をなし人心の聚集を謀れり。然れどもキリスト教は個人の自由を尊重する結果、やゝもすれば社會平等主義に偏し易く又祖先尊崇の信念を蔑視し、イエスキリストの外誠の神なしと云ふに到りて尙且つ多くの信徒を有するは畢竟我が國宗教の不完全にして、一般社會の進歩に伴はざるに基因するものなり。

現在の宗教家は深く此點に留意せられ、斷然營利的教導の全廢に務められん事を望む。

今我が國宗教界の弊習を見るに、身教導の職にある者自ら其本務を忘れ、神證佛德の高嚴なる懿徳を説き教ふる事なく、自己の利徳を謀る爲に手段をつくし、其衣住に美飾をなし、祓と經文とは神佛の爲に讀誦する如き風容をなし、經典説教の如きも牽強附會多くは我田引水の論に偏し、人心悔悟の感奮に資する事尠く、方便を設け、賽錢、布施、寄附、祈禱料等を收得する事を唯一の目的となし、其宮殿社堂に於ては敬神の眞意を發揚し、普及する爲に畫像、神札、守札等を頒布したる最初の信念を忘却し、是を販賣して商賣と心得る者、火災、盜難、惡病、危難除け、又は安産、開運等の名目を附し護摩と稱して徒らに木材を焚き納金の多寡によりて大小の差異ある札を分つ者あり。布施の多少によりて院殿居士、大姉の法名を賣り、謚號の本意を失ひ、祖先祖師の教旨に悖る所の背道の行ひを敢てし、顧ること

なきのみか、甚だしきに至りては、神事伺ひ、除け、咀呑、加持、祈禱、九星、催眠、氣合、靈感、御筆先豫言等の看板を掲げ、巧言以て人心を妄迷し、全く自己に於ても確信せざる虛偽を以て世人を欺き、私慾を充たすものあり。爲に神道と佛教とは共に尊嚴にして玄妙なる教理を有し、且つ永き歴史を有するに拘らず、愈々現代人心に遠ざかり行くが如き傾向あるは、豈慨嘆せざるを得んや。

予は當局者に對し之等の弊風を匡正せられんことを要望する者なり。言ふ迄もなく宗教家は常に自己精神の修養と、最も高潔なる品性の涵養に務め、社會人心の指導啓發改善の重責に任すべきものなり。然るに其宗敎の主義實蹟及び布敎者の品性を精査する事なく、只に上納金額の多寡により、高下の差別ある肩書免狀を授け、其職を認許するは國家の爲となる誤と言ふべし。若し之を改めず等閑する時は怪しき宗教家の跋扈を盛ならしむる恐ありて、國家的一大憂事の因を爲すに至る。是等の風

習は抑政府の不備なるか、又當局者の誤謬なるか、敢て一考を勞さんとす。近來我が國民の思想は泰西文學の注入に伴はる少からず混亂せらる。世は益々奢侈に流れ人心は浮薄となり、表に博愛の情を裝ひ、心に虎狼の性を藏し、我が國古來の美風を失ひ、遂に堂々たる政治家及上流人士の中にも最も憎むべき行動をなす者、又口を言論の自由に藉り、詭辯を弄して人を惑亂せんとする者、政權爭奪を事とし社會の秩序を擾亂せんとする者を生ずる等、皆現代思想の不健全に傾きつゝある徵證にあらずや。

古來我が國民の特長として最も尊重し來れる敬神愛國の思念と義勇奉公の士氣とは甚しく破壊せられ、世界の人々より大に敬重せられたる我が國粹の武士道は爲に其名譽を汚されんとす。豈遺憾の極みならずや。人は精神によりて活動し、國家は國民士氣の健否によりて興廢す。去れば我が日本の神孫たる吾人は、常に眞の神道を理解し堅固なる信仰心を保持し、以て日本神の特性を發揚するこそ肝要なれ。

信 仰 要 義

抑信仰は安心立命的一大要義にして、吾に人生保安の爲大切なるのみならず、國民精神の涵養上又必要の大義なり。

今や世界の大勢に鑑みれば、敬神愛國の思念涵養は一層痛切に感銘す。故に我が國民は上下貴賤を問はず、古來の風習に倣ひ、皇祖の神靈と先祖の靈とに對し奉りては、必ず旦夕敬慕禮拜し尊崇の誠意を表すべきことを忘るべからず。斯の務は一身一家一國を安寧に治むるの基礎なれば、一日たりとも忽にすべからざるものなり。

然りと雖從來の信仰觀念は、神佛を一種の保護者の如く想像し、神佛に祈願をこめ其力に依頼し、己の欲望を達し得らるゝ者の如く思念せらるゝも是全くの誤信にして、眞の信仰とは言ひ難きものなり。

現在世間一般の信者の觀想を察知するに、神佛は一種異容の風貌をな

し、宇宙を遍漫し、信仰の如何によりて人に禍福を降授し、納金、布施、奉納物等の多寡によりて授けらるゝ木像、金像、幣束、御守等に附着し、加持、祈禱、護摩等の功德によりて、神佛の靈、降臨し、惡事、災難を祓ひ除け、善事、幸福を増進し又法律上の罪科をも減免せらるゝと言ふ衆願を叶へ冥護を垂るゝものゝ如く想像し、信仰せる者多きも、是等は從來宗教上の惡風習にして迷信的信仰と言ふべきなり。

天 神 地 祇

天地神祇あり。萬物是れに因りて化成す。之れ宇宙の大靈(魂魄)にして造化の神と言ふなり。

神は主(命)の謂にして萬物の靈元なり。是れを神祇と謂ふ。

神は天即ち父の靈にして、祇は地即ち母の靈なり。

宇宙の萬有は悉く命を天に受け、形體を地に受けて生成る。故に天地は萬物の父母なり。

其の神祇の御末の吾人なれば、人々の靈も皆一元の神靈なりと云ふことを得べし。

上古より天工に代り國家を統治する人は主(命)にして神なり。神と共に力を協せ務むる人は神(加身)にして、征定平和に務むる人は則ち神と稱したるなり。

而して其神靈を祭祀所を社と申すなり。故に何れの神社佛閣に祭祀せらるゝ神佛も、多くは人にして、其の人たる者國家の爲又は社會の爲に身を犠牲として全力を盡し、功業を遺し其德により神佛として世人の祀りたる者なれば、是等の神佛は決して異風の別人にあらざることを解し得らるべし。

然れば神佛を信仰するには、先以て身を清め、心を正し、自己は自己の至誠に信頼して務め行ふ事を第一とすべし。

至誠は天地相通の大道なれば、至誠以て務め、至誠以て神佛を念すれば、感應顯著なる事當然なり。己れに反省するの意なく只徒らに神佛に向ひ、自己の得手勝手なる祈念をこむるも、何等靈驗も利益もなきことは理の當然と云ふべし。

古人の歌に

祈りても驗しなきこそ驗しなれ

おのが心の誠ならねば

感應とは自己至誠の誓願、天地神祇(我靈元)に到達し、其反照によりて自己の心意に對應あることを感應と謂ひ、

利益とは利益の意味にして利益は自己勤勞の報酬なれば此利益を受くるには、先づ第一に己は己の誠實をつくして勤め働く事を専一とせざるべからず。

又信仰と言ふ事は概ね神佛生前の功德を信仰するの意味なれば神佛を信仰する人士は常に天地至正の理法に従ひ自己内外の穢を祓ひて清淨にし神佛生前の功德と死後の遺澤とを觀念し、己れ亦社會を裨益輔導するの正念を振興することに務められんことを切望する次第なり。

姿こそ日々に幾重もかはれども

心はいつも一つなるまじ

律

天地形象あり萬有是天地の形象を享有する事明なり。人に相貌あり。國に國體あり。竹木草に各特有の種別あり。禽獸類に皮毛色の判別あり。國に皇恩あり。天地に化育の恩あり。家に祖恩あり。身に親恩あり。宇宙に天道の理法あり。國に國法の制定あり。人に方位の大道あり。農作物に四節あり。

是れ、萬古不易の大理法にして、天の法律なり。何れの國家と雖も此の大法を忘るゝ時は、國家滅亡をなすに至る、戒め慎むべきもの也。

敬

神

神を敬ふことは、人生一大緊切至重の要義であつて、之を實行するは、人道眞情の發露である。

神は萬物の始原にして、萬有性命の大本である。神在つて萬有存し、神去つて萬有滅ぶるのである。

然れば神は萬有無二の至寶であり、人は常に神、祖先を尊信敬拜せねばならぬのである。

神を敬ひ、祖先を尊ぶは、始元を忘れぬ平常の心掛であつて、之を行ふによりて、自ら心正しく、身修り、家齊ひ、國家を治むる根元の要素となるのである。

長老を畏敬する念慮が乏しく、父母長老を畏敬する念慮の乏しき者は、幼

弱不能を慈愍する心なく、幼弱不能を慈愍する心なき者は、至誠缺然たる者なれば、人に交るに信義なく、人に交るに信義なきが如き者は、國家を思ふの觀念更になく、從つて皇室を尊重するの志念なし。

口には一視同仁、博愛を唱へ、眞意は之に反し、利己主義にして、國家有事の際なぞは偽瞞其時機に適せし巧言を高唱し、私腹を肥さんとする者、又は外國の教に耽溺し、其結果二千五百九十年、皇統連綿と打ちつゞく皇室を戴き、國民、其徳に浴し、上下共樂和平の國家を忘れ、自身今日ある祖先の鴻恩を忘れ、父母長老の恩を思はず、他國の教へ人を我が皇祖以上に崇敬し、其極我が國體に合致せざる思想を宣傳し、我が國體の破壊を謀り、社會の安寧を亂し、秩序の攪亂を謀らんとし、又は國家の機密迄も漏洩せんとするが如き不德漢を出すに至るのである。

されば敬神の思念を涵養し、尊王、愛國の士氣を鼓舞振起につとむることは目下の急務である。

因て我が彌照修德會は此主旨に於て、天道の理法を究學し、自己精神の修養に務め、敬神の眞意を自覺せしめ、以て尊皇愛國の赤誠奮起に資せんとす。愛國の士、本會の主旨を翼賛し、協心戮力せられんことを冀ふ。

(昭和七年九月會報轉載)

敬神に就いて

先般、九月會報に敬神と題しまして寸志を申述べましたが、今日は敬神に就いてと云ふ題を以て御話しを致さうと存じます。

敬神とは讀んで字の如く神を敬ふことでありまして、此の神を敬ふ心が即ち信仰ともなるのであります。

先づ神を敬ふと云ふことの第一歩として、神とは如何なるものであるかと云ふことを理解する必要があらうかと存じます。この神と云ふ事に就きましては、是迄度々御話しを致しておりますから、皆様にはとくと御會得になつて居られる事と存じますが、此處にもう一度簡単に繰り返して御話し致しませう。

所々方々の社に祀てありますのは、皆神と申しますが、夫れは國家に功勞のあつた人達や、英雄、豪傑、偉人なぞを祀つた神でありまして、其の人々

の御威徳を忘れぬ様、その功德を永遠に傳へて、其芳はしい名を、後世に残さん爲に神として祀つたものであります。

其の他の神として、人が崇め信ずるものは、金や木や石で出來た偶像であります。又さうでない場合は狐狸や蛇の如き物を神と云ふのであります。私が今申しますカミとは一寸其思考が違つて居ります。

斯様に申しますと、それならカミは如何なる物であり、又何處に棲んで居られるか、と云ふ疑問が起つてまいりませう。

されば神は、天國又は高天ヶ原と云ふて天空の一隅に棲ひ、雲を呼び、風を起し、飛行自在に空中を翔け廻り、又は深山幽谷を棲ひとして居られ、人の祈願によりて顯現し、禍福を授けらるゝものかと云ふ考へを持つ方もありませうが、神は決して左右いふものであります。

凡そ、カミと云ふ字は、神祇上長祖先始源元中主頭何れも文字の形こそ異りましてもカミに通ずるのであります。

先づ人體に就いて云へば、頭であつて、頭は人體の最高長所であり、この頭の上に生え出る毛髪をカミと云ふのであります。

この頭は人の日常生活に必要の権府であります。頭中の脳の働きで賢愚の別が生ずるのであります。この尊き脳の働きが一度停止致しますれば、五感の働きは全く止まり、人は死滅するのであります。故にこの頭を大切に尊重して取扱ひ、此カミの損傷を起さぬ様に心掛けなければならぬのであります。

以上申した神は人體について申したので、之を一家にたとへますれば、一家のカミとは、其家の主人であります。故に一家此家長を敬ひて、家内の人々が家の仕事に勵み、互讓の精神を以つて相助けあひ、家業大事と働くに於てこそ、一家は團欒し、家は富み榮えて何の故障もなく樂しく暮せる事が出来るのであります。

猶一層大きく云へばカミは一國の君主、即ち

一天萬乘の君であります。故に國民は此の君主を尊び敬ひ、協力一致して君を補佐し、各々其職に忠實にしてゆけば、國は富み榮えて力は強く、他國の侵略も干渉も受くることなく天下は泰平に、萬民鼓腹、國內和氣に充ち満ちて、何の憂ふるところは一つもないのです。

尙一層、カミを大きく云へば、天體的一大偉物太陽であります。世界萬物、一として此太陽の惠を受けないものはありません。

若し、太陽がなかつたなら、禽獸魚蟲は申すまでもなく、ありとあらゆる動物は死滅し、草木花卉は色を失ひ、枯死滅亡してしまふのであります。故に天日、即ち神の徳といふものは偉大なるものであります。

こゝに至つて敬神とは、如何なるものかと考へますれば、天日、即太陽の有難き惠を感得すると共に上、陛下の御皇徳を感謝し、御聖徳を尊び敬ふの念は、自から喚起するのであります。

天日は、萬物を惠むに律によつて徳をたれ給ひ、萬物はこの天律の惠に

よつて、變轉する如く、上國法によつて保護愛育せられるのでありますから、國民も亦國法を重んじ、上皇室を尊敬し、國民たるの至誠をつくし、國民の義務に背かざる様に心掛けねばなりません。之れ敬神の眞意であります。尙ほ、ひいては家憲を守り、家長に服従し、身體を大切にして、自分の職業に忠實にして、父母祖先の靈に對しては毎日敬慕禮拜して、其の恩を謝し、國の爲に盡したる人傑士、偉人、有徳の士を祀つた社に至れば、尊敬禮拜して、其徳を追慕し、皇祖又は祖先の靈に對し、常に念謝することを忘れぬ様心がくるのが、敬神の眞髓であらうと考へます。

やたらにわけもわからぬ、神佛に對し、人が信ずるから、我也信ずると云ふごとく、たゞに金錢や物品を獻納して禮拜さへすれば、敬神であつて、自己の願望は何事も感應納受せられ、幸福繁榮の利益を受け得らるゝかの如く、考ふるは間違つた考へ方ではありませんか。

猶重ねて申しますが、我が會員は、常に天道を學び、天律に遵つて行くのでありますから、眞の神を認識し、而して後、己を顧み、少しにても穢れ過ちあらば速かに之を悔ひ改め、心身の穢垢をそゝぐことに心掛けねばなりませぬ。

今、尙ほ我等の信じ崇むる眞の神を、わかり易く一言御話を申しませう。私のからだは、心と肉の二つより成つて居るのであります、これは一つの命が中主であります。この命は父母から受けたものであります、父母は祖父母から命を受けたもので、祖父母は祖先に、祖先は大本の天地神祇から、うけついだものであります。

この個人の集合が家となり、家は主人即カミにして又命であります、心であるのでありますから、とりもなほさず、家族は體となるのであります。又これを大きくしたものは、國家であります、國は家の集合であります。

一國に致しますれば、國民が體となり、皇室は中主即ち命であります。この中主の神は、命を天地神祇より皇祖にうけられ、歴代一系の皇統を経て、今上陛下に至つたものであります。

我が大日本神國の國體は、丁度我自身の如く、我命は、天地より祖先に、祖先よりは父母に至り、我が身にと受けつがれ、中途に杜絶し、又は改変したことなく始めより一貫した命であります如く、我が皇室の御系統も天地より皇祖に受けつがせられて以來、今日に至るまで、一系の皇統を経て、今上陛下に至り、其の間未だかつて、變更したり中絶したことのない、金甌無缺なる國體の最も尊き皇室であります。

故に我が國民は特に前に述べました道理をよく辨へなくてはなりません。

自分の命を失へば我が體も又滅亡するのであります。

我が日本國は、皇室榮ゆれば、國家榮え、皇室亡ぶれば國家は自から滅ぶ

るの道理でありますから、國民は常に協力一致、敬神の念を養ひ、上皇室を尊敬し、一朝有事の際は、一死以て皇國に報ゆるの覺悟がなければなりません。

此協和一致の純なる赤誠と、日本神と云ふて世界に冠絶した精神とを有するに於てこそ、國體は健全として世界に雄々たる位置をしむる事の出来るのであります。

我が國は、物質に於ては、他國に比し少しくおとりましたうらみはあります、精神は世界に卓絶優輝して太陽に等しき鴻徳を有し、外國に於ても羨望する世界中主なる國家なのであります。爲に外國にては、我が日本國の思想を變轉せしめ、尊き國體に傷けんと企てゝ居るのであります、正しき教を以て、惡思想の宣傳につとめて居らるゝのであります、昔より天當様につぶて、又「天に向ひてつばす」との諺の如く、反て己れをそくなふ結果となりつゝあるのであります。

先にも申しました如く、我の身命は、天地神祇より受けつぎましたのであります。宇宙に生存する萬物は、皆この天地より、性と命とを受けたものでありますから、この天地の大神靈を眞の神祇と申すのであります。この天地の大神靈を國家の祖神に準據致します時は、

國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊伊弉諾尊、天照皇大神、八坂大神の六神となる

伊弉册尊

のであります。

故に此六つの大神靈を常に尊び敬ふと共に、天道の理法に遵ひ以て人生の目的達成に心がけ、眞實の神祇を認識し、天下の泰平を祈らんと欲するのでありますから、宜しく會員諸氏、本會の意のあるところを察知せられ、敬神尊皇愛國の至誠をつくし、日本精神の眞髓發揚につとめられんことを切望してやまないのであります。

尙敬神尊皇愛國と申しましても、實は一つの至誠であります。

この至誠は斯道を學び天理を悟る時に於てこそ、自から體得でき得る

のでありますから、専心修得せられんことを重ねて要望する次第であります。私の講演はこれを以て終りと致します。

(昭和七年十一月十一日祭日講演速記)

天道理法

誠は天の道なり。神の道也。至誠にあらざれば天の道行はれず。萬物生ぜず。神の道明かならず。之れ至誠は天なり。天は神靈なり。命なり。命は萬物の大本なり。宇宙の萬有は其根元天に起因せざるものなし。

中庸に「天の命之を性と謂ふ」とあり。然り、其證には神は即ち天下の神靈なれば、其性、其相、共に天に酷似るの印象を現留せり。

第一其天の惠を享けずして世に生立つものなし。世に生立つに道あり。之を天の法律と謂ふ。斯の天の法律は宇宙を支配する萬古不易の法則にして、之を知らざれば其罪にかかりて、醫師祈禱者等の世話になりて、貴重なる天命を失ふ事あり。尤も、醫師の本務は主として病症の診察をなし、各自の不攝生又は毒物より来る病の治療、其他病根菌の發見等に

ありて死亡者の診斷や、藥物の應用は醫師ならでは判明せざるにより醫師を必要とす。

去れど自己の不攝生、又は毒物よりの病にあらずして、全く天道の理法に背き、其罪に罹りたる病は、如何なる物質的療法を行ふも容易に全快する者にあらず。其理由は如何にと言はゞ國の法律に背きて刑に處せられたる罪人は、何程贈賄をなすも、何様なる差入をなすも、多數の辯護士を頼む共、決して其罪を免るゝ事能はず。

其道理を悟るとき、天道理法の背理により病災を受けたる者は、如何なる滋養藥物を用ゆるも、或は加持祈禱を行ひ、神水神符等を用ひ、若しくば氣合、催眠、靈感、鎮魂、歸神等の精神的治法を行ふとも、一時其苦を免るゝに過ぎず。之を確實に全快し得べきものにあらざることを了解することを得べし。

此天道の理法を國家の上に實現せしむる時は、即ち國の法律にして、人

天道理説の範

四〇

若し國法を犯すことあらば忽ち罪を生じて刑罰を受けて苦役す。之を宇宙に移し見るときは、宇宙の眞理は、則ち天道の理法(天の法律)なり。若し此天の法律に背きたる者は、必ず何等かの罪と、何等かの制裁を受くるものにして、即ち其罪は一切の不幸にして制裁は病難と災禍によりて執行さるゝ者なり。然れど其罪は決して恒久不滅の者にあらず。故に過去の行で國法を犯したりとするも、其罪に服し、之を悔い改むれば再び本來の良民に復り、渡世の業を勤むることを得べし。

之と同様に天の法律に對するも過去の罪を悔い改め、正心に至る時は、天の法律に背きて受けつゝありし病氣災難の制裁も、跡方なく消滅し、以前の健康體に復ることを得ること相違なく且又天の法律の證左たる方の義理を學び守り勤むるときは、天運に叶ひ天の惠に浴することを得ること明かなり。

去れば本教を修學するものにして、若し病氣災難にかかりたる時は、先づ第一に其の原因を考へ、自ら判明し難きときは、醫師の診斷によりて、其病元を諒察し、災害にありては心誠に其原因を考察し、天の法律の證左たる方位の道に鑒照して之を質し、以て其罪を犯したる事の判明したるときは、自己の心を改め、會則に基き罪を犯したる方に向ひて一心に詫び入るべし。天必ず其罪を赦す。猶又宗教によりては、神の障り佛の祟りと名を附け、七日、二十一日と日を限り、加持祈禱をなす者、靈祭又は障滅などと云ふて守札幣束法名等を賣付け、又は除け咒咀封じ等をなし、猶又妄りに病名をつけて薬を賣る者あれど、天津罪と極りたる病は何様なる薬を用ふるも只一時其苦痛を免るゝに過ぎず。其病災を根絶して再發せしめずと云ふ事を得ざるなり。又彼等祈禱する所の神佛も始めは人なり人にあらざるは人の空想より抽象したる偶像なり。其人たる者世に功績を遣して天壽を終り、其徳により神とも佛とも祭られし者なれば、人に障り崇りのあるべき道理なく、且つ無理なる願に利益のあるべき理由なし。

天道理由法論之卷

四二一

我幼少の時より神佛の道に心を寄せ、九歳の時より十八歳に至る迄神道佛教に就きて自修し、十八歳(明治三十二年舊六月八日)より故開言師に師事し、十有六年間寢食を忘れ、修業に務め、遂に生家を出て、親子に離れ、艱難辛苦の行を累積み漸くにして迷悟達道し神佛教道の本旨を靈覺したり。然るに、我れ師側を辭して、未だ一年を過さるに永き年月慈教薰陶され、予を枕頭に招致し、常に訓へ置きし如く天の命なれば汝斯教を永遠を受けたる恩師には、天の使命を全ふし、餘壽幾計もなき事を觀念せらるゝや、予を枕頭に招致し、常に訓へ置きし如く天の命なれば汝斯教を永遠に傳布すべしと懇託せられたり。不肖再三固辭するも師は嚴として不許御命黙し難く遂に懇篤なる遺命を遵奉して教道に務むるなり。

夫れ天は萬物の大本にして命なり。人は是の天の命を享けて生れ、萬物の道理を知り、天心を以て能く徳を盡し、蒼生を救ひ、衆生をして天の使命を全ふせしむる事に務め、自己も亦天命を全ふし得る人を神とは謂ふなり。

本會は天地神祇の實在を明示する爲に、天の法律證左たる方位の義理を説き教へ世人の病氣災難の爲に塗炭の苦を嘗めつゝある庶民を救ふものなり。且我が教道は天地開闢日本神の神體なれば人々之を學び悟り、不羈自尊の精神を以て萬世不朽の神譽を全ふする信念を尊重すべし。今我れ天地祖神、皇室、官民父母、社會の六大恩を明かに照さんが爲に結社して、彌照修德會と稱し、實證を擧げて、日本神の道義を説き教へ勤むるなり。必ず此理を辨へたる者は證據なくして、理を作り、世を迷はす者に心を寄すべからず。

我が會に加入し、斯教を信する者は、會則の條々を確守し、身自ら日本人として恥ぢざる人とならむ事を第一に心懸くべし。

方位の道義

方位なる語は世間一般に熟知し、使用せらる處なるも、眞の意識を理解せるもの未だ渺し。即ち人口に膾炙せる方位とは、方角の事にして、東西南北の四方及び子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支の事なりと余は思考せり。

これ等は勿論方位には相違無きも、そは意義の極めて一端にして眞の意義にはあらず。又東西南北の四方及び子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支の名は何れも大自然の理法に従ひて附したる名稱なり。されば方位の道義を字句より考察し眞の意義を要説せん。方位の方は法にして則也。法也。捷也。正也。正也。正也。又道にして方也。理也。教也。示也。又方。規。矩にして方也。角也。順序也。仕方也。等云ふ意と尙又醫方。方術(神仙術等)云ふ種々の深意義ある。

る文字にして、大自然の理法即ち天の法律を示せるものなり。然して自然の理法即ち天の法律は無形にして、而也能く有形を養るものなり。

又位は至極即ち極に達するの謂なり。

天に天法。國に國法。家に家憲。團に團則あり、皆これに従ひて治まる。若しこの法あらざれば諸事亂れて治まらず、又これに背く時は法則に従ひて處罰を受け困苦を重ねること瞭らかなり。例へば國に國法ありて惡者を制し、善者を保護助長し、國民の安樂に生活し得るが如し。

又道は履み行ふべきものにして、然かも條理あるの名なり。

天道理法論之卷

四六

天能く覆ひ地能く載せ人能く云爲し各々其道ありて違ふべからざる也。

論語に「天行健也」とある如く、天道常に行はれ變る事なし。即ち春夏秋冬の息むことなく、然かも萬物育成するが如き條理あり。この天の道により教示され人の道即ち親子兄弟夫婦君臣朋友等の道生じ又行ふべき道示されしなり。

凡そ道の名は人の往來する路より起れるものにして人の行くに必ず道に由らざれば迷ひて目的地に達せられざる如く、人世に處するに道に由らざれば目的を達する事を得ず。されば人皆方に違ひ是を以て終身の目的となし進まざるべからず。されば他の岐路に迷ひ惑ふの患なく、安全に目的を達することを得る也。然れども道に志たるのみにしては、道は自らの道にして未だ吾が物とならず。故に已に道に志したる上は専ら之を實踐し、道を心に得て吾

が物とせざるべからず。
又器物の完成に就きても方圓の規矩を必要とす、又家を建てるも基礎より順序を経ずしては完成せざるが如く、凡そ天下の事物は此の一定不變の準則によらざれば完成する事難し。

以上の事は何れも皆天理なれば、この天理をさとり、天の法律に違ひ守り行ふ時は神祇の加護を享け安心渡世し得るのみならず、無病息災長壽を保つ事を得。又物事は滯り無く順序よく完成し、各自目的(其極位)に達成する事を得。

然して猶、遵法極位の功德によりて死後と雖も神の位に昇登し得る無上の靈法なり。

これ方位の道義を大略解説したるものなるが、猶方に方術(神仙術)又醫方(醫師の術)と云ふ大切な意義あれば之を説明せん。
即ち方術とは前述の如く神仙術とも稱する道にして天命(壽と心)を保

衛し得る要義にして、この術により精神の安定を得、天壽を全ふすることを得るなり。

又醫方（即ち醫師の術）に従ふ時は骨肉を保衛し、身體の健康の安全を得るものなり。斯く二つの大法は人生處世上、車の兩軌の如く寸時も欠く不能ものなり。

故に以上の意義を熟慮省察し、違法の精神を修練し、天律、國律に觸れ犯さぬ様心掛くると同時に骨肉の保衛の道に留意すること肝要なり。若し斯の天律、方位の道義を無視し、身勝手に諸事行ふ時は苦を重ねるのみならず、諸事亂れて治まることがなく、遂に事物の完成に至らず窮滅するなり。

されば、天道理法、方位の道義を聞き修學せんと欲せば、先づ以て過去を顧み、天道國法人道上に誤ありなば悔ひ改め、是を正し、法規に違ひ誠の人として世の範となるべき身心共に強壯強健なる事を謀る様せらるべき

なり。

宇宙、主、神祇	地、木火土金水（心）	國家、主、祖先	體心（官）	人、主、命	心、骨肉、食養道
國、家、集	家庭（心）	人、集	細胞集		
方（法）規約、律、規則、掟					
方道理方、順序、正、方正、示教、達道					

示訓（人の巻）

和親交樂の道

長命の道は安心にあり。安心の得道は天律を究學するにあり、霸學を修得するにあらざれば安樂を求むること難し。

安樂の道は身を壯健にし、精神を強固にし、以て人生の目的を完ふし、眞に靈長たる權利を果全せしむることを得るなり。

本會々員は、常に霸學を講究し、自省以て天律を遵奉し、身心の保衛を第一に、一身一家一國の安寧を謀るものなり。

故に本會々員は、病災に遭遇する場合ありと雖も、其原因たる天罪を取調べ、安の途を講ずる爲、忽快愉安康を得ることは、既に知悉せらるゝ處ならん。然りと雖も數多き會員中には、病災原因たる天罪の發見に困苦する者有之べくに付、萬一會員間に於て、病災に罹りたる者あることを聞知せられたる時は、會員は幹部及新古會員の別なく、其附近の者は勿論遠近を問はず、各自相互に訪問し、親しく其原因取調べに協力し慰安の眞情をつくされ度、且又慶弔は事の如何に拘はらず、形式的虚禮を避け、好意相集ひ親切に盡力し、和親交樂の實を完ふし、本會々員たる實情を發揚することに心掛けられたし。

昭和七年舊三月三日

霸照修德會々長

照

隨感 (幸福)

神祇に感謝の意を表す。予家に餘財なく、身に寸暇なし。震旦より、夕暮に至り、東奔西走、席の温まるゝを知らず。

偶々家に在りては訪客踵を接し絶ゆることなく、家事に、營業に忙殺せらる。

然れども家内和合し、一家和氣藹々、一同壯健に、元氣横溢するのみならず、屋外に出づれば衆人我を待ち迎へ、集ふ人々、皆我と意氣を同ふし、何の不憂も、何の不安も、聊かの不快の念も感ずることなく愉快に協和す。

我身、勞すと雖も疲るゝ事を知らず、無上の快感を覺ゆ。

其の眞價無限にして、例へ巨萬の財寶を以てなすも購ふ事を得ず。

この快感、實に言筆を以て述ぶる事能はず。而して知らずく光陰を過ごし、いつしか知命の齡を算ふ。

是を幸福とせずして、何をか幸福と云はん。金玉寶にあらず。徳を以て寶となす。猶我が殘餘の齡を國家社會に捧げ、獻身努力、自他共に和氣苦樂を俱にし、天律の普及に務め、心身養成の基を築き、一家の平和を謀り以て天下の泰平を祈らんことを期す。

乞ふ。衆人、我を使ひて倦ましむる事勿れ。

昭和七年六月

喬

照

日 常 の 箴

一、毎朝起床後身心を淨め、

東天を拜し天下泰平國土安穩を祈念すべし。

一、皇祖の神前に向はゞ、

畏敬禮拜し至誠以て皇恩を念謝し敬神の意を表すべし。

一、佛壇に向はゞ、

先祖代々の高恩を念謝すべし。

右何れも無理なる心願をかくべからず。

線香を立て、煙を呈する理由は、細くも照し煙を立てゝ之を奉るの誓の證と心得べし。

一、食事には必ず天地皇室父母の三恩を玩味すべし。

十二ヶ條の箴

一、祖宗の恩を忘れず祖宗の遺訓を遵守すべし。

一、祖宗の神靈を祭るべし。

一、皇室を尊び、父母長老に孝養をつくすべし。

一、國法に遵ひ神たる道を履み行ふべし。

一、約束は堅く守り違反すべからず。

一、德を基として幼少不能を憐み勞るべし。

一、人に恩を享けては忘るべからず。

一、善を見ては法とし不善を見ては戒とすべし。

一、業を勵み儉約を守り自己の身を固ふすべし。

一、夫婦兄弟姉妹は協和親睦を旨とすべし。

一、知らざる者には親切に教へ決して慢心すべからず。

勗照修德會々長

勗

照

六 恩解義

天地化育之恩

天は普く一切の物を覆ひ地は普く一切の物を載せ、よく是を化育す。例へば天は父にして地は母なり。父母共に晝夜間断なく丹精して子供を育てあぐるなり。天地またはと同じく上は人類より下は草木魚蟲水苔の如き非情のものに至るまで一切をもたらす事なく生化成育せらるゝなり。

如斯有難きものなれば誰人も常に天地化育の恩と云ふことを忘れぬ様せらるべきなり。

祖神守護之恩

祖神といふは惣ての物の祖神と云ふことなり。國に國の皇祖あり。人に人の祖先あり。鳥獸魚蟲草木の如きに至るまで皆夫れくの祖神あり。其他百般の事物及び生産業に至る迄皆その事創始の祖神あり。されば何事をするにつけ其祖神の恩と云ふことを寸時も忘れず心掛け、つとめ働く其人は、祖神の守護の深くして萬事繁昌するなれば誰人も共に祖神守護の恩と云ふことを忘れぬ様せらるべきなり。

皇上至仁之恩

天皇陛下の御仁徳は、宇宙にして天日月の萬象を照し、律を以て萬物を惠む如く、國に國法を制定し、律を以て之を正し、仁慈を垂れ賜ふ。其恵み至らぬ隅なきこと實に日月の如くなり。

さればこの國に棲む人々は誰彼の別ちなく、旦に夕に皇上至仁の恩と云ふことを忘れぬ様心掛けらるべし。是實に我が皇國ぶりの精粹にし

て世界無比の貴き意義なりと知らるべし。

官民丹精之恩

國に官と民とあり。この官民各々丹精して其道を勉め守り、茲に美しき立派なる國體は成り立つものなり。官其道を守らず民其道を勉めざれば國家は麻糸の亂れたる如くになりて、誰一人として枕を高くして安眠することも出來ぬ様になるなり。現時國運は日に月に隆昌し泰平の御代に樂しむことを得るは是れ官民丹精の恩なれば常に忘れぬ様にせらるべきなり。

父母生育之恩

父は天の如く、母は地の如く、天覆はざるくまもなく地載せざるところもなく、隅々にまで行き渡りて吾等此世に生れ出でたる時より、暑きにつ

け、寒きにつけ常に注意を怠る間なく、朝より夕に、夕より旦に少しの休む間もなく、両親は自身の疲れ果てゝ行くをも省ず、たゞ眞心一つにて生育せらる。世にたとふべきものなき高大なる御恩なり。故に假初にも、父母生育の御恩をば常に忘るべからざるなり。

社會交際之恩

人は、よりつもたれつ相互に助け合はねばならぬものなり。世に人あれば家あり。家あれば國あり。國あれば社會あり。社會あれば交際ありて萬事完全するものなり。交際なくば、社會なく。社會なくば、國家なく。國家なくば、家なく、家なくば、人はたゞ意味もなきものとなるなり。さればこゝをのみの物となりて榮えも樂しみもなきものとなるなり。さればこゝを思ひて、社會交際の恩と云ふことを寸時も忘るべからざるものなり。

神祇及び神祇の徳

神祇様とは如何なるものであるか、神祇の徳は如何にして得らるゝかと言ふ事につき御話を致します。

世の中の多くの人々が神様として崇め尊み、心願をこめるのは、天つ空に高天ヶ原と言ふ處や、天國と言ふ國があつて、種々様々の容姿をして棲み居る如く思考するもの、又は木や、金や、土を以て種々の形像を作つたもので、或は勇猛に、或は優美に、或は、崇嚴に、如何にも有難いと言ふ風に出来上つたもの、又は幣束や鏡を神體としたもの、社殿に美裝をこらして、人の心を引く様に作つたものが多い様であります。左もなければ古來の英傑偉人の功績を永く傳へ遺さん爲に神として祭祀したものに信願をかくるやうで在ります。尤も古來の英傑偉人を神様として畏敬禮拜することは、我が國特有の美しい風習で、決して悪い事ではありますぬが、以上

の神々に對し徒らに祈禱をしたり、祓經文を讀誦したり、種々様々の願事をかくるとき、神祇は忽ち降臨現驗して擁護を垂れ給ひ、惡事災難を除き、善事幸福を増進し、又善惡に不拘、願望は感應納受せらるゝものゝ如く思考する者が多くあります。是等は少しく間違つた信仰と云はねばなりませぬ。猶この神祇様から御利益を受け様と云ふことは、全く誤つた考へと云はなければなりません。

然らば眞の神祇とは如何なるもので、又如何にすれば神祇の徳を受けすることが出来るかと云ふ事に就き判り易く御話を致します。
神祇と云ふものは形姿を具へて、天つ空をかけるものでもなければ地中に棲みて居るものでもあります。即ち天地神祇が大本の神様であります。古人の歌に「天つ空」仰いて見れば遠けれど誠の通ふ道の近さよ」と詠まれし如く、神も自身を離れて遠く居らるゝものではあります。天地の神明は家にも身にも其一部を別ち鎮り座ます。

教訓として

神靈之一言

天津者神德
國律者皇德

天は、萬物の元精にして、大本の父也。
地は、萬象の根原にして、化成の母なり。
神祇は、天地の靈にして、是を造化の神と謂ふなり。
神は、萬物を化生し、保育するに、律を以てす。
是を、天の法律と謂ふ。

萬物斯の法律に從へば榮え、違反すれば滅ぶ。
是恰も地に國法の存するが如し。
政府は、治むるに仁慈を以てし、律すに法を以てし、國家の安寧秩序を保つ。

故に、萬民國法に順へば泰く、違反すれば沒ぶ。

斯の天津、國津の兩律は皇極神道の大義なれば宜しく省鑑し、以て日本神の位に到達ることを務め、正教を守り行ふべし。

と求べし如く、天は萬象の元精とありますすれば之を父に象り、地は萬物の根元とありますれば母に象るのであります。

天の氣は天の心で、天の心は天の神靈であります。故に天神とも天神とも稱へ、地の氣は地の心で、地の心は神靈で在ります。故に地祇とも地祇とも申すのであります。

人は天魂地魄を受けて生成するのであります。故に天地は大本の父母であります。

今此の神に就きて例をとりわかりやすく御話致しますれば、一家を經營するには中心となるべきものがなければなりません。一家の中心は即ち主人であります。然して此主人も己れ一家の主人であります。

我が國に於きましては、皇室、天皇陛下が現人神で在ります。古人が天皇に父母なし、日月を以て、父母となすと申されましたが、天皇に於かせられても父母、祖父母、祖先と順々の祖先の神がありますが、皇位に即せ給へば、一天萬乘の君にして最高上位の神なるを以て至尊とも申し上げるので、この上は日月が父母にあたると申す意味であります。この國を擴大に致しまれば宇宙であります。この宇宙に致しますれば神明が神であります。然して以上の神々様が常に御心を廻らせらるゝ爲に一家一國より宇宙の萬有が規律

正しく轉換し生成他滅するのであります。夫れなれば其の神の德惠は、如何にすれば受くることが出來得るかと申しますれば、各自家々には一家々各自異なる家風と云ふものがあります。この家風は取りもなほさず其家の憲法即ち規則であります。其家憲なるものは一家の主長の主宰する所で、家人は皆家風に従はねばならぬのであります。家人が家風に従つて忠實に主に仕へ、家事を勵みつとめ働き、下を愛撫致しますれば家内は和合し、一家樂しく繁昌し、無事渡世することが出來ます。又家風に従つて忠實に働く家人には、家長よりは相當の御手當をいたゞけます。猶正當なる願は家長はうけいれるばかりでなく、何かと御保護を下され願望成就さるゝのであります。これに反し家風に従はぬ者があれば一家は不和合となり、家運は次第に衰微し、結果は不自由、不如意の困苦を重ね、遂には滅亡離散の不幸に陥り、家人の困乏は其極に達するのであります。故に家風に従はぬ者に對しては家長より譴責を受くるばかり

でなく強き誠を受け、猶改まらざる者には其家にして死刑と同様なる放逐を命ぜらるゝに至るのであります。これを國と致しますれば、何れの國に於ても國を統治し、安寧秩序を保つ爲に國法の制定があります。この政事を扱ふ處を政府と申します。國民が政府の御布達に従ひ、良く規則を守り、各自其業務に勤め勵みますれば政府は常に此國民を愛護し、國民は安堵し何の苦もなく樂しく世渡りすることが出來ます。猶斯の法規を守るばかりでなく社會國家の爲に奉仕し、其努力忠烈なる者には政府は勳等爵位の恩賞を授與し、其徳を表彰せられ、人々の上位に御取立に預ります。又良民の願に對し政府は精査の上認可を與へられ其上に種々の御援助くだされ願意成就の御加護を受くる事が出來るのであります。是に反し國法を辨へたるものと、辨へざるものとの別なく、國法を侵したるときは其事犯の輕重によりて、相當なる刑罰を受けて苦役をせなければなりません。猶重きものは死刑に處せられ天命を失はなければ

なりませぬ。是を宇宙にうつし見れば、宇宙には天地の法則があります。是を神道とも佛法とも大自然とも天理とも、天則とも天の法則とも申すのであります。世人が斯の天の法則に遵守して行く時は、神祇の愛護に榮え、諸事意の如く成就して以て人世の目的を達成せしむることが出来、其上に天命を靈覺し、天地神明に仕へ、此法則を普く天下に及ぼし、萬生保全に盡務するものに對しては天より祿を受け壽命を重ね、其の上天爵を賜り榮達することが出来ますが、若し天の法則を侵しますれば、其罪によりて刑罰を受けなければなりません。其刑罰とは一切の不幸であります。して、制裁は病難災禍等によりて執行せらるゝのであります。罪の重きものは死に至り、人世の目的を達することが出来なくなるのであります。家に對して其家憲を守り、國に對して其法律を守ると云ふことは、各自が心を正し、其身を修め、行ひを慎みさへすれば、其罪を犯すことは萬々ありませぬけれど、斯の天の法則は如何に善行の人でも、如何に聰明の士で

も知らず識らずの間に、天の法則を侵し、刑罰を受けて苦しむ恐れなしと云ふ譯にはゆかぬのでありますから、充分に斯道を御研學せられたいのであります。家に對し家憲を犯せし場合には其罪を侵せし人が悔ひ改めれば家長は之を宥し、再び家人となり、其家の恩惠を受くることが出来ます。國に於て國法を犯しました時、其人が罪を悔悟して行を慎めば再び本來の良民に復り、政府の保護をうけて安全に世渡りすることが出来ます。又斯の天の法則を侵し、罪を受けて病氣災難の苦を辛めつゝある人にも、其罪を悔ひ改める時は、其の困苦は忽ち一掃して以前の健康の體に復り、猶天律に從ふものは、禍轉じて福となり、神祇の徳をうけて安樂に世渡りすることが出来るのであります。

總て神の御徳を受けて無事安樂に世渡りするのも、罪を得て困苦に世渡りするのも畢竟道に順ひたるか、道に背きたるかの何れかによるのであります。故によくく神意のある處を考へて其身を處すべきであります。

ます。

何事も己れに出て己れに反へる。原因あれば結果あり。生あれば死あります。

ありと言ふ古諺を味ひ熟慮考察せられ度いのであります。

扱て是れより神祇と其律に就きて一端を述べます。
先に申しました通り、天地神祇と申しますと天地の大神靈であります。
大神靈は六大の神より成るものであります。此の六大の神は萬物の大元を成すものであります。

先づ皇國の祖神に準據致しますれば、

國狹槌尊 伊弉諾尊
國常立尊 天照大神
豐斟渟尊 冠尊

であります。

宇宙は五つの體と一つの靈氣とより成り、合せて六と成ります。

人は五つの體と、一つの魂魄とより成り、合せて六と成ります。

人の感覺は視聽臭味觸の五感でありますが、其感ずる處は、一つの神氣に通ずるのでありますから合せて六となります。

神道にて六根清淨と申します。六根とは眼、耳、鼻、舌、身、意であります。

六曜とは、先勝、友引、先負、佛滅、大安、赤口であります。

十二支とは、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥であります。

四方と天地を合せて六となります。六合をくにとも、宇宙とも申します。人の健康體の溫度は平常三十六度を標準と致し最高を四十二度と致じて居ります。

又健康體の呼吸は一分間十八を數へます。

猶脈搏は一分間に約七十二を數へます。

而して一分間は六十秒より成り、一時間は六十分より成ります。一日は一晝夜二十四時間にして一ヶ月は約三十日、一年は十二ヶ月一年の期節

は二十四氣節七十二候であります。

形を以て申しますと、丸は三百六十度の角度から成り、四角は九十度三角は六十度から成るのであります。反、敵、歩、坪、里、數は六が基準であります。自然に結晶する雪を六花と申しまして、六稜をなして居ります。水晶なぞも同じく六稜をなして居ります。

古より今日迄の俗言に叶はぬ事を六でなし。六が悪い。六なことがない。六そつぼ出來ない。六づかしい。六を受けるなぞと云ふ様に、六を正法と致して居ります。如斯六は事物の大本であります。道の本源の意であります。故に世の中の人々、一日も早く此正理を認め、天理に従ひ、六の御恵を受けて一身一家の保衛を全ふし、天下の泰平を祈らん事を切望致します。

(神の誌より轉載)

宇宙萬物皆天律に遵ふ

人が此世に處す間、一番大切なものは健全なる精神と、命と、體であります。この命と體とを保衛するには、第一に安心の道を求むることが肝要であります。

安心の悟道は、信仰心を喚起するにあります。信仰心の喚起は神佛を認識し、神の道、佛の法を修練するにあります。

皆様は日常に神祇、佛を御信仰なさいませう。神祇や佛を御信仰なさいますことは、人として誠に良い事であります。我が日本の國民は申すに及ばず、外國の人々でも信仰心、即ち祖先を畏敬禮慕崇拜する精神を涵養せねばなりません。信仰心のない人は神を敬ふ念のない人であります。かゝる人は恩を辨へぬ人が多いのですから、其人は薄情で強暴で、自己主義で、主君に仕へて不義、親に仕へて不孝、人に交はりて不信、幼老に接

して無情、遂には身を亡ぼし家をも滅ぼす者が多くあります。
然れば人は、日常に左の十二ヶ條を熟讀し實行せられたいのであります。

- 一、祖先の恩を忘れず、祖宗の遺訓を遵守すべし。
- 一、祖宗の神靈を祭るべし。
- 一、皇室を尊び、父母長老に孝養をつくすべし。
- 一、國法に違ひ、人たる道を履み行ふべし。
- 一、約束は堅く守り違反すべからず。
- 一、德を基とし幼少不能を憐み勞るべし。
- 一人に恩を享けては忘るべからず。
- 一人に徳を施し、報を思ふべからず。
- 一、善を見ては法とし、不善を見ては戒とすべし。
- 一、業を勵み、儉約を守り、自己の身を固ふすべし。

一、夫婦兄弟姉妹は協和親睦を旨とすべし。

一、知らざる者には親切に教へ決して慢心すべからず。

然し今日迄の一般の人の信仰を調べて觀ますに、概は神祇様は高天ヶ原や、天國や、深山、溪谷、又は社祠宮殿に鎮座せらるゝか、又は木、竹、金土の如き物にて作つた。或は勇猛に、或は優美に、或は崇嚴に、最とも難有と云ふ風に作らし種々様々の容姿をし、虛空間を遍歴し、祭祀したる姿體に其神靈を遷し、祈念願望によりて禍福を降授するが如く思考して信仰する人、又は鎮魂歸神、神降り、御伺ひ、御筆先、御障滅、豫言なぞ申すことを眞として信仰する人もありますが、これは大變誤つた解考かんがの信仰と云はなければなりません。

然らば眞の神祇とは如何なるものをさし、又如何に在るかと申しますれば、神祇は大本の神にして、これを、天神地祇或は天地神祇と申し、この神祇と次に八百萬の神、之が眞の神であります。斯の神を別ち、解りよく御

話し申しますれば、

「天地は一つの體でありまして、無限の空間は大本の父の體であります。無極の形態は萬物根元の母の體であります。

天(父)の精氣(魂)は神明即ち天神であります。

地(母)の靈鬼(魄)は地祇であります。

この二つの魂魄を、神祇と申しまして、大本の神としなければなりません。

天地神祇は、造物主とも、造化の神とも申します。神の「主」であります。次に八百萬神とは萬物の靈であります。其主長たる人類が上であります。人類は天地魂魄の秀氣化合して生じたるもので、智情意其他の萬事、他の萬有に優勝したものであります。天地に代り萬物造化生成する造化の神であります。

皆様が是迄御信仰なさいました幾多の神佛の像姿も、この造物主の作つたものでありますから、像姿其のものから見ますと、人類は天地と同じ

く造化の神であると言はねばなりません。

宇宙の萬物は天地人の德化により、各々其形態を作り成すものにして、禽獸草木魚蟲等の生物は勿論、各種の人工に至る迄皆造物主より命をうけ魂魄合致し其體を具へ活動するものであります。

即ち禽獸魚蟲草木に至るまで皆各自生命(魂)と形骸(魄)より成り立たぬものはありません。

命ありて萬物存し、命去つて萬物滅するのであります。

草木の生育は氣候に隨つて生じ、期に順じて芽萌え出て、節によつて枝葉繁茂し、花卉開きて實を結ぶのであります。

人類及魚蟲禽獸の生物より無生物に至るまで、皆其軌は一つであります。

今人の創作にかかる無生物に就きて皆様にわかりよく御説明致しますれば、假に一つの茶碗があります。此茶碗はやはり造物主即ち人の作

りましたもので、魂魄の二つから成立したものであります。この原料は地より生じたる物、即ち(魂と靈)と、人の工に係る丹精(即ち魂)とによつて其形を作り生成せられたのであります。其物體が出来上りまして、此の世の中に出で、本来の使命たる使途に進み、人に満足を與へ、既成された品を愛用し居らるゝうちには、幾年月経ても其の使命は生存して居るのであります。

然しながら其物體が自然消滅して使用に堪へざる様になり、或は使用半にして破壊すれば、之を人は放擲致します。所謂死物となつたのであります。死はその本體の終極であります。

凡そいくとしいけるものは何によらず、命ありて存し、期至れば必ず滅するのであります。

而して滅した萬物は命(魂)忽ち散逸して、大源の靈氣に反り、只形體のみ存し、形骸は又各自の要素たる母體の本土に歸るのであります。形體又

々滅して大空の本元に反るのであります。萬有の廻轉之を即ち天の法律といふのであります。

既に申しました通り皆様の御信じなさいます神様の外、一般世人が神として信仰崇敬致しますに、第一に古來の英傑偉人有徳の人、社會國家に勳功ありたる人、第二狐狸猫牛馬蛇貉の如き下等動物、第三には生靈死靈惡魔等又は草木異様の形姿の如き物などがあります。

第一の神様として崇敬尊信することは誠に善い事で決して悪い事ではありません。むしろ崇敬せねばなりませんが、然し道にはづれた無理な心願はかけぬ様にせねばなりません。何故なれば、如何に偉人有徳な人でも死に至れば魂魄各々離別して、魂は元の大靈氣中に混合し、魄は形成の根元たる大土に納まるのであります。大靈氣に混合致しますれば、是が何人の神靈であるとの別はなくなり、たゞ一大の神靈となるのであります。

然るにいつのいつまでも合致した魂魄が此宇宙間に存在して、人の信頼により出現し、人の體を借りて其意志を開陳し、將來を豫言し、過去を物語り、或は口頭にて、或は筆先にて、或は感應にて示現せらるゝかの如く考慮するは、無理解も甚だしいものであります。之等を總括して偶像崇拜或は迷信と稱するのではないでせうか。まして狐狸犬猫牛馬蛇等の如き動物は生存中すら人語を以て語ることなく、只表情を以て人に訴ふるのに、死後人體を借りて人言を以て人に物語りする理由はあります。又人にたゞり、障り等をなし人の信賴に願望を叶ふる筈は絶対にないのです。

又よく生靈と申しますが、それは自己が他人に對して不道徳、理不盡等の行動ありてこそ先方の關知せざることにても自己の良心よく之を知る爲に、己が良心のせめに逢ひ、諸種の災厄に遭遇する機會を作るのあります。又死靈と申しますのも之と同様であります。

先に申し述べました如く、萬物死して靈は大空に歸り、體は離れて根元の大土に納まるのでありますれば、死後、人にたゞり障りのあるべき事はありません。何事も己れに出て、己に反る天理でありますれば、よろしく天道の理法を御考究ありたいものであります。

(昭和六年十月口演速記)

處世術

八二

一人の世に處する道に二つの方面があります。一つは福を得る方法であります。つまり、一つは禍を免がる、方法であります。福を得る道は務めて徳を播くより外に仕方はありません。即ち人の喜ぶ事や、世間の益になる事を務むるにあります。簡単に申せば、善事を行ふと云ふ意味になります。善事の種子からは、幸福と云ふ新芽が出ますが、善事を行はずして幸福の實を結ばしめんと勉むるも、所詮出來ない相談であります。神に祈りても、佛に頼みても、道理に外れた事は一切成立つものではあります。事理明白で歎しも疑ひの餘地はないであります。

二、禍を免かるゝ方法も善事のみを爲せば可なるが如きも、人を喜ばせ世を益する仕事は、唯人道の美を發揮するに過ぎないので、人道の外に天道の存する以上は、天理(天の法律)に背きて罪を得る虞れは必ずしも之なきです。事理明白で歎しも疑ひの餘地はないであります。

ときには、法律に觸れて罪を得る場合がないとは限らぬと同一であります。而して天道違背の罰とは、病氣災害失意等にして、人間の認めて不幸と稱する事柄の全體を云ふのであります。

前照修德會で天道理法の研究を爲すは、即ち天道の罪人たることを免るゝ用意であります。之を迷信と嘲るものゝ如きは、天道の何たるを辨へざる徒にして、俱に天下の大事を語るに足らぬ人物であります。此等の不幸は假令人間の美德を竭すものにても動もすれば免れざる所名づけて之を天難、天譴、若しくは天罰と申すのであります。

三、前照修德會の目的とする所が、専ら禍を免るゝ方面にある如く思考して、啻に天罰の研究ばかりに力を注ぐは、大なる間違であります。天罪を研究する先決問題として、天律とは如何なるものであるかと詳に之を講學し、心身を鞏固にし、人間の美德を發揮し、人生幸福を増進するの心掛が

なくてはなりません。假令病難や殃災に罹らなくとも營養を與へなければ身體も財産も健全とはならない。況して身體を發育せしむるなぞは思ひも寄らぬ次第であります。若し身體の發育や健康を維持する上に營養が必要となるならば人間の生存する上には幸福を得る事を以て目的の一に數ふべきは當然であります。否らざれば人間を向上せしむる事は不可能となる譯であります。

四、翁照修德會は、萬國萬世泰平の指導者なれば、本會の會員にして、徳を修め、萬象を救濟するの心掛を忘るゝときは、天道の研究は、大部分其効能を滅すべき理由があります。

第一徳の修まらぬ人は誠意が乏しい。誠意の乏しき人は何事をしても眞面目でないから「神道記」に御願事項を記載するにも役目仕事に止まり、天意と威通する事がない。宛も活版屋が印刷物を作ると同一であります。夫れ故「神道記」に記載しても天罪免除の効能は顯はれませぬ。第一徳の修まらぬ人は天意と威通しないから、御詫をしても詫びの効能が容易に顯はれませぬ。尤も謝罪する心によりて幾分良心を喚起する効能はあります。が良心喚起の効能は始めて徳の有難き事を感知するのみで、天意と威通する迄には未だ幾分の距離があります。故に徳を修むるの心掛は會員たるものゝ須臾も忘るべからざる義務であります。

五、謝罪の道や「神道記」は人の心と天の心を威通せしむるの手段であります。が故に人と天と同一體になる誠意がなければ、謝罪も、神道記も何の役にも立たない事は、前に申す如くであります。然らば誠意とは何かと申すに邪念のない有様、即ち心に翳りのない事の謂であります。少しにも心に翳りがあれば、夫れだけ誠が少い譯であります。故に誠意と晴天とは同じ意義であります。惡しき行をなす者の心は全部黒雲を以て蔽はれ、善人の心は一纖の雲翳もなくして晴れ渡る空の様であります。故に天と同一體であります。斯の如き人は殆ど天罪に觸るゝ機會少なく

又過ちて天の法律を犯し、天罪に處せられても、謝罪の意を表すれば罪は忽ち宥免せられ、苦患は速に解除せられるのであります。聖人君子は正に是であります。普通人の及び難き所なりと雖も勉むれば決して不可能な事ではあります。

六、元來心の修養と云ふものは、文字や言語で盡くせるものではない。は之を實踐躬行するのにあるので、即ち實踐せしむる事を努めるのが専一でなければなりません。口先や筆先で何と甘く説明しても眞髓と云ふものは物語れるものでなく、又聽取れる筈の者でもなく、唯心の持ち方とか修行の仕方とか云ふ様な事は、先進の人々に教はりて研究の道筋を明め、其後は自分の工夫によつて誠とは斯様なもの、徳とは斯の如きもの、と云ふ風に啓發して行くの外はないのであります。

故に心の邪氣を去れと云ふても、邪氣とは如何なるものかと云ふことは、自分で諒解し斯様なものが邪氣と覺つたならば、之が働きを止める工夫をしなければなりません。

斯くして修業を積めば、心自ら澄みて清く静にして晴れ渡りし空の如くなり、一片の煩悶も憂慮も心に浮び来るものなきに至る。而かも此等の心掛は、唯一時的でなく、永久的に寝食起居の間にも之を忘れざる様、勉めねばなりません。

七、心の修業を積む時は、事物に念の滯る事なく、何事を決斷するにも、少しも迷ふ事なく、即時に決定する事が出来る。而して心に迷ひがなく、心が天地と合體する様なれば、眞の元氣が胸に浮び来て、物に憶する氣遣ひがなくなるのであります。即ち成敗、利鈍の外に超然として利害得失に拘泥するの念なく、唯自己の爲すべき本分のみを守るを以て無上の快樂と心得るに至る。所謂仰て天に恥ぢず。伏して人に恥ぢざる無上の大安樂を得、富貴や、貧賤や、威武の如きは、唯松風の音を聞くと同一の感を生ずるに過ぎない。斯る愉快は百萬の金を以てするも之を購ひ得るの道

なく唯額に汗して努力するの一事にあるのみ。其價の無限にして、其效能の偉大なる事到底喻ふべきものはないのであります。

八、天の法律の一たる方位を犯して罪を得ると云ふ事も、實は元氣の薄弱から来るのであります。方に背きて事を爲せばとて元氣純正にして、強く道に従ひて行へば、其罪を得ないことは明かであります。

乍併私の言ふ元氣とは、青年時代の血氣や腕白ものゝ勇氣とは全く異なるのであります。

血氣や勇氣は一時的のもので、而も肉體の彈力に過ぎないのであります。が、之に反して私の所謂元氣とは、宇宙の大氣と往來する所の氣であります。戰ずして克ち、攻めずして取るの力を有する底のものであります。正宗の名刀でも、白砲の彈丸でも、火でも、水でも、到底之を打毀す事の出来ないものであります。抵抗力でなく、一種の包容力ある故に、衝突するものでなく、寧ろ同化するの力であります。

約言すれば、禍を轉じて福となし、天下亦惡魔の隠れ場を作らざる方法であります。天の法律たる方位の義理を犯し罪の生ずるのも畢竟心に我儘と云ふ惡魔が隠れ居るが故に、之が手引をなして禍を爲すの虞れがあるから、細心の注意をして、天罪に觸れぬ様にして、惡魔の襲來を防ぐ必要があります。

然るに心の中に毫も惡魔が伏在せぬ様修養すれば、方も侵さぬ様になります。爲に惡魔が襲ひ来ても内から應援するものなき爲め自ら消散するに至る道理であります。

九、修養の最善を竭せば、元氣充盈して、身心共に強壯健全となりますが、是ります。唯私の理想に過ぎないのであります。宛も世間に泥棒や惡病が盡くるを期し難きと同じく、私達の體内に於ける惡魔を全然驅り盡くす事も矢張り期し難いのであります。

されば彌照修德會の會員たるものは自己の體内に存する惡魔は力の

及ぶ限り之を驅り盡すの覺悟を以て進まなければ、世間に向ひて斯道を吹聴する資格がないと覺悟しなければなりません。天の法律を究學し道守することを思はず、又人の道をつくす事も思はず、啻に天罪を豫防すれば禍災の全部を防ぎ得るものゝ如く誤解する人なからしめん爲に聊か一言を申述べた次第であります。

修道心得之條

一本教を修學せんと欲する者及び、本會員たる者は博奕、又は、之に類似の賭事を嚴禁す。若し之等の道に入る時は容易に脱し難く、利己主義になり、常に公益を無視し、我慾の爲に善行を務めず、本業を怠り、品性を自から墮落し、驕侈、遊蕩、産を破り、累を一族に及ぼし、遂に世を呪ふに到り、國家の爲に大なる害をなすに至る。始めは、一小事なりと雖も、事極は大なり。故に斯道を修めんと欲する者は、必ず戒め慎しむべきものなり。

我代理を始め、本會員にして、本教を體得し教道に盡くさんと欲する者は、人の運勢や、方位を鑑定し病災を觀察するを以て、渡世の業とすべからず。

必ず、天道の理法の文字の意義を説き教へ、皇國の恩父母の恩、日本神の證據のある事を照し教ゆべし、人を救助し、社會に其幸福を分布すること

に心懸くるは極めて必要なる事なるも、病災の全治のみを以て目的となすべからず。一度本教を以て救助したる者に對しては、二度目よりは、天道理法と方位の義理を教ゆべし。此理を知りて覺ゆる心なき者は、心正しき者にあらざれば慈悲を以て取扱ふに及ばず。

今、我れ教ゆるの道は、我爲す事にあらず天の爲す處なれば背くべからず。

且又天法に背き其罪に處せられし事を取調べ、詫入る事を教ふるに何日程と日を指すべからず。其は病災の發起する前に、何日の言渡しなくしての發病なればなり。

吾人は今日迄病は總べて食あたり、時候あたり、遺傳感染より来るものなりと思考せしが、天理を學び悟る時は、皆天道理法の背罪に因りて、起る者なる事を體得したり。

是れ則ち天恩、地恩、國恩、父母の恩の實在を示す所の神證なり。

世人此

神證を認めて、敬神愛國の信念は、愈々堅固なるべし、當局者此正理を認め、公布を務むる時は、自から理想的に治まりて、永久の平和を得べき事明かなり。

如何に信教は自由なりと雖も、有益なる者は、之を保護し、有害なる者は之を革正すべし。

天下泰平に治まるべき教の道は、國の實にして、何國の政府も之を嫌惡するものはなかるべし。我憲法は信教の自由を認めたり。

此正理を解し得たる者は、皆、道に背かず、皇極なる日本神の道を守るべし。教へを乞ふ人ある時は、手暇を惜まず懇切に教ゆべし。

若し、我教道に誤りありなば、俱に力を協せしを匡正し、天下泰平の治世に至ることに輔導せらるゝの勞を賜へ。

一本會に加入し、斯道を修學し、相守る者は、天法方位上、背理の方、又は、三神、元精、五黃、傳氣、金神、離別、暗劍の立たる方に、家屋の増築、改築、造作、地所堀

等、人生々活の必要上、止む事を得ずして、事をなす場合は、事業を起し尙又、轉勤等する場合は、其次第を願書に認め、成規の手續を以て本會へ届出すべし。

一本會に加盟し斯道を相守る者は、役員及係員の命に順ふべき事達し狀は本部より幹事及係員に通達し、一般に布達する者とす。

一本會正會員の願書に要する帳簿は、規定の帳簿を以て願出すべし。

一本會正會員の願書に要する帳簿は、規定の帳簿を以て願出すべし。

一書類の書方は、先入會員の教導を受くべし。

一如何なる病氣災難にても萬衆の、難義に及ぶ者なれば、會員の手續を受け、正副二通にして其次第を願出る者は、一切無料にて取扱をなす。

一病氣災害の全治の如何は、其精神如何にあり。全治を願ふ者は、先づ第一に、天の公明至正なるを觀念し、自己の精神を正しふすべし。其精神

一に到らば、病氣災禍は、除去治癒するものなり。

一國の法律を潛り、世人を偽瞞なす共、天の法律は、決して之を偽り免るゝ

こと能はず。

明鑑 陽則有帝王 險則有神靈

顯露或可詭 安得欺幽冥

一國法は、帝王の主どる處にして、天法は、神靈の主どる處なり。

故に陽の罪は、國法之を律し、陰の罪は、天法之を律す。然れば、此本を讀み道理を覺りたる者は、日本國の人は勿論、外國の人々も、一日も早く心を改め、天道に隨ふべし。

古人の教へに

莫見乎隱 莫顯乎微

物多く學びしよりも見しよりも

誠心ぞ誠なるらむ

我會員の内にても我教道の本旨を知らず、利己主義にして、他人の迷惑困難を省みず、教ゆることも、力をつくすこともせず、虛心平氣を裝て、渡世

する者あれど、其家内には病氣災難の苦憂のたゆる事なし、我れ之を見知るが爲に一統へ言ひ傳ふ必ず此本を読み又は聞いて道理を知りたる者は、皆天心の神となり、徳を基となし、能く人を教へ導き、人を正直に作ることを務とすべし。

心より外にはのりの舟もなし

知らねば沈み知れば浮まん

不復抜
許製萃

昭和十六年一月二十一日 印刷
昭和十六年一月二十五日 発行 (非賣品)

著作兼
印刷者 高木 翁

東京市豊島區巢鴨四丁目九番地

印刷所 應天印刷所

東京市豊島區巢鴨四丁目九番地

彌照

彌照

發行所 結社 翁照修徳會本部

電話駒込(82)○六二六番

振替 東京九三七九八番

東京市練野川區田端町參百〇五番地

410
144

終

